

ごみ処理の4市1町広域化を進めます

クリーンセンター ☎65-4343



玉村町



なぜ今、「ごみ処理の広域化」が必要なのか

「ごみ処理の広域化」とは、近隣の市町村が協力し、清掃施設を共同で整備・運営する仕組みです。

ごみ処理は市民生活を支える欠かせない行政サービスですが、人口減少が進む中、各自治体が個別に施設を維持・更新していくことが難しくなっています。こうした状況を踏まえ、4市1町（前橋市、桐生市、伊勢崎市、みどり市、玉村町）が連携し、より効率的で安定したごみ処理体制を将来にわたって確保することを目指し、ごみ処理広域化基本合意書を締結しました。

今後、それぞれの焼却施設と資源化施設を新施設へ集約することなど、ごみ処理の広域化を検討し、進めていきます。



これまでの経過

| | |
|---------|-----------------|
| 令和5年11月 | ブロック協議会設立 |
| 令和8年2月 | ごみ処理広域化基本合意書の締結 |
| 3月 | 施設整備協議会設立 |



広域化のメリット

建設費・維持管理費の削減

施設を共同整備・運営することで、建設費や維持管理費を大幅に抑えられます。



物価高騰などもあり焼却施設の建設費用は15年で約3倍に！広域化により将来の税負担を抑えることにつながります。

災害対応力の強化

施設を集約することで各種機能を高度化し、災害や火災などのリスクに強い施設づくりを進めることができます。災害時にも稼働を維持しやすくなり、広域的な防災拠点としての役割が高まります。

廃棄物エネルギーの有効活用

施設を集約・大規模化することで、省エネ化や発電効率の向上が進み、廃棄物エネルギーを有効に活用することができます。



施設規模が大きくなると発電効率向上！エネルギーをすべて発電に利用した場合、1日あたり2万世帯以上の電力を賄うことができます。



今後の取り組み（令和8～9年度）

基本構想の策定

4市1町のごみ処理の基本的な考え方（分別ルールや施設規模など）を整理します。

建設候補地の選定

焼却施設および資源化施設の建設候補地を法的規制、災害危険、経済性などから抽出し、学識経験者の意見などを伺いながら選定を進めます。